環境指導課

環境指導課は、環境関係法令に基づく環境調査及び規制行政を執行している。

1 環境保全業務

- (1) 環境保全関係法令や条例に基づき特定施設等の届出に関する受付及び指導を行っている。
- (2) 特定施設等の立入検査を実施し、適正な施設の設置及び維持管理を指導している。
- (3) 管内主要河川の9ヶ所を毎月採水し、環境調査を行なっている。(公共用水域水質監視)
- (4) 管内の大気、河川、地下水、土壌のダイオキシン類の環境調査を行っている。

公害関係事業所数 (平成24年3月31日現在)

事業所区分	事業場数
大気汚染防止法	2 2 5
福岡県公害防止条例	9 2
水質汚濁防止法	7 3 0
ダイオキシン類特措法	7 7
計	1,124

特定事業場排水検査状況

年 度	検体数	適	不適*
平成21年度	7 5	6 6	9
平成22年度	8 9	6 8	2 1
平成23年度	109	1 0 1	8

*指導基準不適を含む。指導基準不適の内数は、平成 21 年度= 2、平成 22 年度= 0、平成 23 年度= 1 ※平成 21 年度(上半期)は大川市及び大木町の実績数を 除く

河川調査の状況と環境基準 (BOD) の適合状況

水系	☑ 河川夕 ₩占夕笙		河川夕 地占夕笙		[J川名 地点名等 類		川名 地点名等 類型 基準値	甘淮店	平成2	0年度	平成2	1年度	平成2	2年度
小术	刊川石	地思和	口丑				類至	左毕旭	75%値	適否	75%値	適否	75%値	適否
	星野川	星野川橋	ı	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	Α	2	1. 1	0	1.2	\circ	1. 1	\circ		
	矢部川上流	上矢部川橋	-	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	Α	2	1. 1	0	1.3	\bigcirc	1.0	\circ		
	辺春川	中通橋	-	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	Α	2	1.9	0	2. 1	×	2. 1	×		
	白木川	山下橋	1	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	Α	2	1.6	0	1.5	\circ	1. 2	\circ		
矢部	矢部川中流	船小屋	l	_	Α	2	1.0	\circ	0.9	\bigcirc	1.4	\circ		
間	沖端川上流	磯鳥堰	-	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	Α	2	2.2	X	2.0	\bigcirc	2.8	×		
水系	沖端川下流	三明橋	1	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	С	5	6.3	X	8. 1	×	5. 9	×		
糸	塩塚川	晴天大橋	-	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	В	3	4.0	X	3.4	×	3.6	×		
	飯江川上流	古賀橋	_	_	Α	2	2.4	X	2.4	×	3.0	×		
	飯江川下流	丁字橋	1	_	С	5	2.8	0	2.3	\circ	2.5	\circ		
	矢部川下流	浦島橋	-	_	В	3	1.5	0	1.9	\bigcirc	1.8	\circ		
	楠田川	三開堰	ı	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	В	3	5. 2	×	4. 9	×	3. 9	×		
	山の井川	天竺橋	*1		В	3	3. 3	X	3. 3	×	3. 4	×		
第一卷	шνуπ/п	人二間	八二個	*2		С	5	3. 5	\circ	3. 3	\circ	5. 6	×	
筑後川	筑後川(3)	六五郎橋	_	_	В	3	2. 2	0	1. 7	\circ	1.8	\circ		
水系	花宗川	酒見橋	*1	☆	В	3	10	X	10	×	4.8	×		
糸	糸 化示川 個兄	1日九旬	*2	M	С	5	10	X	11	×	10	×		

*1:5月~9月、*2:10月~4月、☆:当事務所採水地点、BOD:生物化学的酸素要求量(mg/L)

類型:河川の環境基準は利用目的の適応性によりAAからEまで6段階 (資料 平成23年度版環境白書)

公害関係苦情処理状況

公	大	水	土	騒	振	地	悪	そ	
害の	気	質	壌			盤		<i>T</i>	⇒ I.
の 種	汚	汚	汚			沈		0	計
類	染	濁	染	音	動	下	臭	他	
平成21年度	2 7	3 1	1	2	1	0	9	2 6	9 7
平成22年度	2 8	4 2	0	2	0	0	7	2 6	1 0 5
平成23年度	1 8	3 5	О	2	О	0	3	7	6 5

[※]平成21年度(上半期)は大川市及び大木町の実績数を除く

2 廃棄物業務

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)に基づく許可等業務及び監視指導業務
- (2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の規定に基づく許可等業務及び 監視指導業務
- (3) その他廃棄物関係法令及び条例の受理等業務及び監視業務

廃掃法関係許可状況

(平成24年3月31日現在)

	産	業廃	棄物		特別管理	全業廃棄物		
処理施設 処理業					処理	施設	処理美	Ě
中間処理	最終	処分	収集運搬業 処分業		中間処理 最終処分		収集運搬業	処分業
中间延生	安定型	管理型	以来连颁未	处刀来	中间处理	取形光切	以来建颁未	处刀未
4 4 * 1	4 *2	0 * 2	4 0 8	6 4 * 3	0	0	4 1	2

そ	の他
一般廃棄物 処理施設	再生事業者
2 1	9 * 4

- *1 県域外事業者(移動式)を含む。
- *2 埋立中は、安定型2件のみ
- *3 県域外事業者(移動式)を含む
- *4 大牟田市内の事業者を含む(都道府県固有事務のため保健所 設置市に事務はないため)また、主幹事務所でない1件は計上 していない。

自動車リサイクル法関係施設

(平成24年3月31日現在)

引取業者数	フロン回収業者数	解体業者数	破砕業者数
1 9 5	5 4	2 2	5